

資料編

1. せつつ高齢者かがやきプラン推進会議開催状況

日 程	項 目	内 容
平成 23 年 5 月 31 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ●第 5 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について ●かがやきプラン（第 5 期）の策定に係る調査について <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ニーズ調査について ・市民意向調査について ●ひとり暮らし及び認知症高齢者実態把握調査報告について ●計画策定に係る今後のスケジュールについて ●地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会について
平成 23 年 9 月 28 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ●市民アンケート調査結果について <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ニーズ調査 ・市民意向調査 ●介護者ヒアリングについて
平成 23 年 12 月 19 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ●第 4 期せつつ高齢者かがやきプランの進捗状況について ●計画策定に係る調査結果について <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ニーズ調査及び市民意向調査報告書の追加修正 ・介護者ヒアリング及び介護支援専門員調査結果 ●第 5 期せつつ高齢者かがやきプラン【素案】について
平成 24 年 2 月 6 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ●第 5 期せつつ高齢者かがやきプラン（素案）の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・素案の追加修正について ・重点施策について ・介護保険料の算定について
平成 24 年 3 月 26 日	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ●第 5 期せつつ高齢者かがやきプラン（素案）に係るパブリックコメント結果及び修正について

2. せつつ高齢者かがやきプラン推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく本市における老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「摂津市高齢者福祉計画」という。）」並びに「介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく本市における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「摂津市介護保険事業計画」という。）」を策定及び推進するため、せつつ高齢者かがやきプラン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(職務)

第2条 推進会議は、摂津市高齢者福祉計画及び摂津市介護保険事業計画に関する事項について調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、保健福祉部高齢介護課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

3. せつつ高齢者かがやきプラン推進会議委員名簿

(敬称略)

平成 24 年 3 月 31 日現在

区 分	氏 名	団体・役職名
学識経験者	◎原田 正文	大阪人間科学大学副学長
	石川 久仁子	大阪人間科学大学社会福祉学科
保健・医療 福祉関係者	○切東 美子	摂津市医師会代表者
	喜島 有堅	摂津市歯科医師会代表者
	原田 武	摂津市薬剤師会代表者
	田村 信夫	摂津市介護保険事業者連絡会代表者
	百武 昭彦	摂津市介護保険事業者連絡会代表者
	前野 隆	摂津市社会福祉協議会代表者
	野口 良美	摂津市民生児童委員協議会代表者
市民団体等	細川 龍雄	摂津市老人クラブ連合会代表者
	山田 初枝	摂津市老人介護者(家族)の会代表者
	前畑 悦子	摂津市人材サポート・ビューロー代表者
	重田 保治	千里丘協立診療所ボランティアグループ代表者
	原田 貞雄	摂津市ボランティア連絡協議会代表者
公募市民	辻 憲治	介護保険第1号被保険者代表者
	濱田 晃一	介護保険第1号被保険者代表者
	安江 まち	介護保険第2号被保険者代表者
	荒木 育稔	介護保険サービス利用者代表者
行政機関	谷口 隆	大阪府茨木保健所職員
	福永 富美子	摂津市職員

※氏名欄の◎は会長、○は副会長

4. 用語解説

語 句	解 説
あ行	
インフォーマル・サービス	法律や制度に基づき行政が直接・間接的に提供するサービスに対し、家族や近隣、地域社会、民間やボランティアなどによる支援活動のこと。
NPO	Nonprofit Organization の略で、医療・福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力などの分野において、営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う民間の組織。特定非営利活動促進法（NPO 法）による認証を受け、法人格を得た NPO の団体を NPO 法人（特定非営利法人）という。
か行	
介護認定審査会	被保険者が要支援状態・要介護状態に該当するかどうかの審査及び判定等を行うため、市町村が設置するもの。
介護予防	高齢者が要支援状態・要介護状態になることをできる限り防ぐこと、また要支援状態・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることによって、高齢者が自立した生活を送れるようにすること。
ケアプラン（介護サービス計画・介護予防サービス計画）	要支援、要介護者やその家族の意向をもとに介護（予防）サービスや福祉サービスなどが適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用するサービスの種類や内容を定めた計画。
ケアマネジメント	要支援状態・要介護状態などで援助を必要とする方に対し、一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源（保健・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

語 句	解 説
ケアマネジャー（介護支援専門員）	介護や支援を受ける要支援者・要介護者本人やその家族からの相談に応じ、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに応じたケアプランを作成し、本人や家族の希望に即した適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるように、市や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡や調整を行う者。都道府県が実施する試験に合格したのち、実務研修を修めることで資格を得る専門職。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者、障害のある方等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
後期高齢者	高齢者（65歳以上）のうち、75歳以上の方。
コミュニティソーシャルワーカー（C.S.W）	地域において支援を必要とする方々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする方に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有するもの。
さ行	
在宅療養支援歯科診療所	後期高齢者の在宅または社会福祉施設等における療養と歯科医療面から支援する歯科診療所。平成20年の診療報酬改定により創設された。
在宅療養支援診療所	24時間365日体制で往診や訪問看護を行う診療所。在宅医療を推進するため、平成18年の医療保険制度改正によって、診療報酬上の制度として新設された。
サービス付き高齢者向け住宅	居住者の安否確認や生活相談といったサービスが付加された高齢者専用住宅。「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）で規定されている。
生活機能評価	「外出する」「食事をする」「趣味を楽しむ」など、日常生活を営むために必要な機能（生活機能）を運動機能・口腔機能・栄養状態・精神状態・閉じこもりの有無・認知症の有無の6つの分野から調べる健診。

語 句	解 説
生活習慣病	心疾患、脳血管疾患、がん、歯周疾患、骨粗鬆症等の食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患群。糖尿病や高血圧症、脂質異常症（高脂血症）、動脈硬化による心臓病、悪性新生物（がん）などが主な疾患としてあげられる。
成年後見制度	精神上の障害等により判断能力が不十分な方について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消す等により、これらの人を不利益から守る制度。
前期高齢者	高齢者（65歳以上）のうち、65歳～74歳の方。
た行	
第1号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方。
第2号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
ターミナルケア	死期の迫った患者に対して延命を第一の目的とする治療ではなく、苦痛の緩和を中心としたケアを行うことにより、痛みから解放されて納得して静かな日々を過ごしたり、やり残したことを実現したりして、残された日々を充実して過ごせるように援助する取組み。
「団塊の世代」	第二次世界大戦直後の昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。
な行	
認知症	脳の障害によっておこる病気で、記憶障害、見当識（自分がいる周りの状態を認識すること）障害、理解・判断力の障害、感情・意欲障害などの症状が現われる。認知症には、主にアルツハイマー型認知症と脳血管性認知症がある。
認知症サポーター	認知症を正しく理解して、認知症の方や家族を地域社会のなかで温かく見守る応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講した方。

語 句	解 説
認知症サポート医	認知症患者の主治医（かかりつけ医）を対象として、対応力の向上を図るための研修の企画・立案及びかかりつけ医の相談役・アドバイザーとして機能する医師。厚生労働省が推進している「認知症地域医療支援事業」の一環として、都道府県や政令指定都市ごとの医師会を単位として設置される。
認知症疾患医療センター	地域医療と連携し、診断や治療が難しい認知症高齢者を受け入れる切り札的な施設と位置づけられる。厚生労働省が従来の老人性認知症疾患センターに代わって採り入れた。
は行	
パブリックコメント	行政機関などが政策立案にあたり、広く市民に素案を公表し、それに対して出された意見・提案を政策に反映させる制度。
ま行	
メタボリックシンドローム （内臓脂肪症候群）	内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。
や行	
要介護者	身体上または精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。介護給付の対象となる。
要介護度 （要介護状態区分）	介護保険制度において、要介護状態を介護の必要の程度に応じて定められた区分。「要支援1」「要支援2」「要介護1～5」の7段階の区分がある。また、第1号被保険者に占める65歳以上の認定者数の割合を要介護認定率という。
要支援者	要介護状態とは認められないが、要介護状態となる可能性があり、身支度や家事など日常生活に支援が必要な状態。予防給付の対象となる。

第5期せつつ高齢者ががやきプラン
摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成24年3月 発行

発行：摂津市

編集：摂津市 保健福祉部 高齢介護課・保健福祉課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL：06-6383-1111（大代表）／072-638-0007（代表）

